

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

六

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

七

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

七

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

七

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

八

公 告

○令和四年度自衛官候補生の募集

(市町村課)

八

○採石業務管理者試験の実施

(産業立地推進課)

八

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(契約課)

九

人事委員会

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者(第二回)

(第二回)

九

の実施

九

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第四条)」を「第一章 総則(第一条―第四条の二)」に、「第七

章 雑則(第七十条・第七十一条)」を「第七章 雑則(第七十条―第七十四条)」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(事業計画概要書の作成等)

第四条の二 条例第四条の二第一項に規定する事業計画概要書(以下「概要書」という。)には、次に掲げる事項を記載又は添付するものとする。

一 事業の名称、種類及び規模

二 事業実施計画区域

三 着工及び供用開始予定年月日

四 工事等による影響が想定される環境要素

五 事業に係る組織体制等

六 周辺で実施又は計画中の同種の事業に係る位置図

七 事業者の登記事項証明書及び定款

八 別表第一の第一欄第四号の対象となる事業であつて、再生可能エネルギー電気の利用の促進に

関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第九条第四項の認定を受けようとしているもの

又は認定を受けたものについてはその申請内容及び認定状況

九 その他知事が必要と認める書類

2 前項の概要書の送付は、様式第一号により行うものとする。

3 条例第四条の二第二項の規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表

の下欄に掲げるとおりとする。

4 条例第四条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 概要書の記載事項を周知する地域住民の範囲

二 概要書の記載事項の周知方法

三 その他市町村長が必要と認める事項

5 条例第四条の二第四項に規定する概要書の記載事項を周知する方法は、説明会の開催若しくは個

別の説明を行う方法又は自治会長、町内会長その他当該地域住民等を代表する者を通じて間接的に

説明する方法とする。

6 概要書の周知に当たっては、環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、当該意見を書面に

より提出することができる旨、提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項を説明しなけれ

ばならない。

7 第五項の周知方法が説明会である場合において、事業者は、当該説明会の開催日時、場所及び案内方法について市町村長と協議しなければならない。

第五条中「条例第五条第二号」を「条例第五条第一項第二号」に改め、同条第二項中「できる限り明らかに」を「明らかにするとともに、条例第五条第二項の規定により配慮した内容を明記」に改め、

同条第三項中「条例第五条第三号」を「条例第五条第一項第三号」に改め、同条第五項中「条例第五条第四号」を「条例第五条第一項第四号」に改める。

第六条第二項中「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条の三及び第十条の四の見出し中「説明会」を「第一種事業方法書についての説明会」に改める。

第十三条第一項中「三月」を「九十日」に、「四月」を「百二十日」に改める。

第二十条の見出し中「説明会」を「第一種事業準備書についての説明会」に改め、同条中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改める。

第二十一条の見出し中「説明会」を「第一種事業準備書についての説明会」に改め、同条中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改める。

第二十二条中「準備書説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改める。

第二十三条中「第十条の六第二項」を「第十条の六第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と、同条第二項」に改める。

第二十六条の見出し中「公聴会」を「第一種事業準備書についての公聴会」に改める。

第三十三条中「記名押印」を「記名」に改める。

第三十四条中「四月」を「百二十日」に、「五月」を「百五十日」に改める。

第四十条中「及び第六号」を削る。

第四十一条第二項中「できる限り」を削り、「明らかに」の下に「するとともに、条例第二十五条第二項の規定により配慮した内容を明記」を加え、同条第三項中「条例第二十五条第三号」を「条例第二十五条第一項第三号」に改め、同条第五項中「条例第二十五条第四号」を「条例第二十五条第一項第四号」に改める。

第四十二条第二項中「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める。

第四十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十四条中「三月」を「九十日」に、「四月」を「百二十日」に改める。

第四十七条の次に次の十二条を加える。

(第二種事業準備書についての公告の方法)

第四十七条の二 第八条の規定は、条例第三十一条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の縦覧)

第四十七条の三 第九条の規定は、条例第三十一条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書について公告する事項)

第四十七条の四 条例第三十一条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第二種事業の名称、種類及び規模

三 第二種事業実施区域

四 第二種事業関係地域の範囲

五 第二種事業準備書及び第二種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第三十一条の四第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第二種事業準備書の公表)

第四十七条の五 第十条の二の規定は、条例第三十一条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催)

第四十七条の六 第十条の三の規定は、条例第三十一条の三第一項の規定による第二種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第二種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催の公告)

第四十七条の七 第八条の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第二号及び第三号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、同項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲である」と認められる地域」とあるのは「第二種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第四十七条の八 第十条の五の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の記載事項の周知)

第四十七条の九 第十条の六の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第二種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第一項第一号中「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、同条第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第四十七条の十 第十一条の規定は、条例第三十一条の四第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第四十七条の十一 条例第三十一条の五の規定による送付は、様式第七号により行うものとする。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第四十七条の十二 条例第三十一条の六第一項の公聴会は、第二種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第二種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外で開催することができる。

2 第二十六条第二項、第三項及び第四項の規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十六条各号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と読み替えるものとする。

(公述の申出)

第四十七条の十三 第二十七条から第三十三条までの規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会に

ついて準用する。この場合において、第二十七条第二号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、第三十条第一項中「第一種事業準備書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

第四十八条中「四月」を「百二十日」に、「五月」を「百五十日」に改める。

第五十二条から第五十四条までを次のように改める。

第五十二条 第八条の規定は、条例第三十五条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

第五十三条 第九条の規定は、条例第三十五条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第五十四条 第四十七条の四第一号から第五号までの規定は、条例第三十五条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第四十七条の四第五号中「第二種事業準備書」とあるのは「第二種事業評価書」と読み替えるものとする。

第七十一条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録による作成)

第七十二条 条例第六十三条の規定により条例第五条、第十三条、第二十一条、第三十条、第三十三条、第四十四条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項について電磁的記録の作成を行う場合は、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による保存)

第七十三条 条例第六十三条の規定により条例第七条、第十五条、第二十三条、第三十一条の二、第三十五条及び第四十四条第二項に規定する事項について電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってきた電磁的記録を、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 事業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならぬ。

(電磁的記録による縦覧等)

第七十四条 条例第六十三条の規定により条例第七条、第十五条、第二十三条、第三十一条の二、第三十五条及び第四十四条第二項に規定する事項について電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を事業者の事務所に備え置く電子計算機その他の機器に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

別表第一の四の項中「又は開発面積（開発行為に係る土地の形質が変更される区域に限定されない一団の土地の面積をいう。以下同じ。）が七十五ヘクタール以上」、「又は開発面積が七十五ヘクタール以上増加」及び「事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ」を削り、「開発面積が五十ヘクタール以上七十五ヘクタール」を「出力が二万キロワット以上三万キロワット」に改め、同表十の項中「七十五ヘクタール」の下に「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十三項に規定する工業専用地域にあつては、百ヘクタール」を加える。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号の2」に改め、同様式を様式第一号の二とし、別表第五の次に次の様式を加える。

様式第一号（第4条の2関係）（表）

事業計画概要書

年 月 日

宮城県知事
（市町村の場合は、その長）

殿

事業者
住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第4条の2第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業の名称	
事業の種類	条例第2条第2項第 号
事業の規模	
事業実施計画区域	（位置図及び周辺図を添付すること）
着工予定年月日	
供用開始予定年月日	
工事による影響が想定される環境要素	（裏面に詳細を選択すること）
土地又は工作物の存在及び使用による影響が想定される環境要素	（裏面に詳細を選択すること）
事業に係る組織体制（工事計画や事業管理運営などの施工に係る関係者を含む）	
担当者（所属・職・氏名・連絡先）	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 記入内容が多い場合は、別紙として添付して下さい。

(表) 影響が想定される環境要素の詳細

環境要素	計画時点で影響が想定される項目		
	工事の実施	土地又は工作物の存在及び使用	
環境の自然的構成要素の維持及び向上として調査すべき環境要素 環境の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査すべき環境要素 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査すべき環境要素 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 一般環境中の放射性物質について調査すべき環境要素	大気環境	大気質	
		騒音	
		振動	
	水環境	悪臭	
		水質	
		底質	
		地下水の水質、水位及び流れ	
		その他	
		地形及び地質	
		地盤	
土壌に係る環境 その他の環境	土壌汚染		
	その他		
動物			
	植物		
	生態系		
人と自然との触れ合いの活動の場	景観		
	廃棄物等		
温室効果ガス等			
	放射線の量		

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第8条、第10条の4、第10条の6、第17条、第21条、第23条、第38条、第47条の2、第47条の7、第47条の9、第52条、第59条、第61条、第64条関係)

公告事項報告書

宮城県知事
市町村長

殿

事業者
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

- 環境影響評価条例第①条第①項の規定により、
- 第1種事業方法書を作成した旨等
 - 第1種事業方法書説明会を開催する旨等
 - 環境影響評価条例施行規則第10条の6第1項第2号の第1種事業方法書の概要
 - 第1種事業準備書を作成した旨等
 - 第1種事業準備書説明会を開催する旨等
 - 環境影響評価条例施行規則第23条において準用する環境影響評価条例施行規則第10の6第1項第2号の第1種事業準備書の概要
 - 第1種事業準備書を作成した旨等
 - 第2種事業準備書を作成した旨等
 - 環境影響評価条例施行規則第47条の9において準用する環境影響評価条例施行規則第10の6第1項第2号の第2種事業準備書の概要
 - 第2種事業準備書を作成した旨等
 - 対象事業の内容を変更した旨等
 - 対象事業を実施しないこととした旨
 - 対象事業に該当しないこととなった旨
 - 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
 - 対象事業の工事を完了後に環境影響評価師その他の手続の実施を他の者に引き継いだ旨
 - 対象事業の工事後の調査報告書を作成した旨等
- の公告をしましたので、環境影響評価条例施行規則第①条第①項の規定により報告します。

対象事業の名称
対象事業の種類
対象事業の規模
公告年月日
広告の方法
連絡先
住所 所属・職名・氏名 電話番号

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ①の部分には、該当する数字を記入して下さい。
3 □のある欄には、該当する□内にし印を記入して下さい。
4 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
5 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。

様式第七号中「第25条」の次に「第47条の11」を加え、「第1種」と「①」及び「第18条」を「②」「③」「準備書説明会」と「①」準備書説明会」に改め、「同様式中備考2を備考4とし、備考2を備考3とし、同様式備考1の次に「備考2 ①の部分には「第1種」又は「第2種」のいずれかを、②の部分には「第18条」又は「第31条の5」のいずれかを記入して下さい。」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以降当該施行により新たに環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)第二条第四項の規定による対象事業となる事業であつて、施行日前に別表第三の四又は十に掲げる行為のいずれかがなされたもの(施行日以後において事業内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみ実施されたものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。

- 3 事業者が施行日前に環境影響評価条例第六条第一項又は第二十六条第二項の規定による送付を行っている対象事業については、新規則第四条の二及び第四十七条の二から第四十七条の十三までの規定は、適用せず、第五条第二項及び第四十一条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百五十三号

県管広域沼地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることがある。

令和四年七月二十九日

一 縦覧に供する書類の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間
令和四年七月二十九日から令和四年八月二十九日まで

三 縦覧場所
石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区板橋工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月一日から令和四年八月三十日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉鴻ノ巣三一、三二の二、三三、三三の一、三七の八、四四の二

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備えて置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和四年七月二十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
テクノ・マインド株式会社 阿部 忠彦	仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号	般一ニ 第一万八千九百二号

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

テクノ・マインド株式会社は、令和二年二月五日付けで刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪により罰金刑の言渡しを受け、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者を役員に就任させた。

このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。
○宮城県告示第五百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

福 川 拓 一 大阪府大阪市中央区平野町四丁目五番七号

理事に就任した者

氏 名 住 所

太 田 邦 良 仙台市青葉区中江一丁目二十九番六号

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和四年八月四日（木）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和四年八月二十日（土）から二十三日（火）（期間内にWEB上で受験可能）

(二) 身体検査及び口述試験

令和四年八月二十七日（土）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定（経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの）

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和四年十月十四日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎二階講堂

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和四年八月二十二日（月）から九月二日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるもので有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話〇二二二二二二二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形)(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年七月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

加美郡加美町字一本杉九十五番一、九十六番一、九十七番一、百二十三番一、百二十四番一、九十五番一地先水の一部
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

株式会社薬王堂

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 無線アクセスポイント 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年七月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社 宮城県仙台市若林区五橋三丁目二番一号

五 落札金額 四千九百六十五万四千元 (消費税及び地方消費税を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年五月二十七日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪グレーダー(三・一m級) 二台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年七月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 コマツカスタマーサポート株式会社 東北カンパニー 宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目一番三十八号

五 落札金額 五千二百四十万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年五月二十七日

人事委員会

〇宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者(第二回))を別冊のとおり実施する。

令和四年七月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力